

事業シート（概要説明書）

予算事業名	屋外広告物沿道景観推進事業費	事業開始年度	平成19年度
上位施策事業名	美しい景観づくり	担当部局	県土整備部
根拠法令	屋外広告物法 三重県屋外広告物条例	担当室	景観まちづくり室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	景観G
事業概要	事業の必要性・実施の背景	<p>(屋外広告物法) 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観の形成及び風致の維持のため、屋外広告物の表示等について、禁止や制限をすることができる。(第3～5条)</p> <p>(三重県屋外広告物条例) 禁止地域、許可地域、禁止物件の指定や適用除外を定めている(第3～6条)。また、三重県独自の取組として、屋外広告物沿道景観地区を指定できるとしている。(第8条)</p> <p>(事業の必要性) 三重県屋外広告物条例の規定により、屋外広告物の大きさなどについて規制をしているが、さらに積極的に良好な景観の形成及び風致の維持をはかりたい地域を屋外広告物沿道景観地区に指定することが可能である。 現在、伊勢志摩地域においては、伊勢市内を中心に沿道景観地区を2地区指定しているが、平成25年の神宮式年遷宮控え、志摩地域の幹線道路沿いの屋外広告物を地域の景観と調和したものに誘導することが重要である。 なお、現在、県内において屋外広告物の沿道景観地区の指定を行なえる市町は松阪市のみである。(三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき、松阪市に当該事務の権限移譲を行った。)</p>	
	目的 (何をどうするために)	伊勢志摩地域の屋外広告物の大きさを一般地区よりも小さくするなど、地域に即した許可基準を設けることにより、観光地の幹線道路沿いの屋外広告物を地域の景観に調和したものになるよう誘導することを目的としている。	
	目標 (何がどうなれば達成か)	屋外広告物沿道景観地区の掲出基準案を作成することを目標としている。	
	対象 (誰・何を対象に)	屋外広告物事業者、広告主、県民	
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施	
		<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者: 南海カツマ株式会社)	
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先: _____ 実施主体: _____)	
<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: _____) <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )			
事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載	<p>三重県を代表する観光地である伊勢志摩地域の幹線道路沿いの屋外広告物を一般地域のものよりも小さくしたり、地域の景観に調和した屋外広告物を例示することなどにより、当該地域の良好な景観の形成をはかる。</p> <p>〔屋外広告物沿道景観地区の指定に向けた取組〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 屋外広告物沿道景観地区の指定候補地周辺の屋外広告物の現況を調査する。(H23年度)</li> <li>2 市町や地域住民、関係団体との協働により、屋外広告物の許可基準案等を検討する。(H23年度)</li> <li>3 許可基準案を作成する。(H23年度)</li> <li>4 縦覧公告後、指定告示を行う(H24年度)</li> <li>5 地域に調和した屋外広告物に誘導するため、屋外広告物ガイドラインを作成する。(H24年度)</li> </ol> <p>屋外広告物沿道景観地区を指定するため、次の業務を委託する。 ・指定候補地周辺の屋外広告物の現況調査、検討会の運営支援等</p> <p>委託先の選定方法、委託金額 ・選定方法 指名競争入札 ・委託金額 3,202,500円</p>		
関連事業 (同一目的事業等)	屋外広告物対策費 4,621千円 屋外広告物の許可等の事務		

事業シート（概要説明書）

予算事業名		屋外広告物沿道景観推進事業費				事業開始年度		平成19年度	
		23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）	
コスト	報酬	0千円		0千円		0千円		0千円	
	委託料	4,542千円		3,654千円		3,959千円		3,446千円	
	需用費	4千円		0千円		11千円		0千円	
	役務費	0千円		0千円		0千円		0千円	
	その他	75千円		0千円		21千円		81千円	
	事業費合計	4,621千円		3,654千円		3,991千円		3,527千円	
人件費	担当正職員	0.4人	3,603千円	0.4人	3,806千円	0.4人	3,788千円	0.4人	3,737千円
	臨時職員等	人	千円	人	千円	人	千円	人	千円
	人件費合計	0.4人	3,603千円	0.4人	3,806千円	0.4人	3,788千円	0.4人	3,737千円
総事業費		8,224千円		7,460千円		7,779千円		7,264千円	
財源内訳	国庫支出金	1,970千円		千円		1,650千円		千円	
	地方債	千円		千円		千円		千円	
	その他特財	千円		千円		千円		千円	
	一般財源	2,651千円		3,654千円		2,341千円		3,527千円	
	財源合計	4,621千円		3,654千円		3,991千円		3,527千円	
事業実績	【活動指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	検討会議の開催		回	—	4	—			
	ガイドラインの作成		地区	1	—	1			
	効率指標 (事業費/活動指標)		総事業費	/					
事業成果	【成果指標名】		単位	H22年度	H21年度	H20年度			
	屋外広告物沿道景観地区策定数(累計)		地区	7	6	6			
	成果実績 (事業目標達成状況)								
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		<p>良好な景観の形成及び風致の維持をはかりたい地域を屋外広告物沿道景観地区に指定することにより、観光地などの幹線道路沿いの屋外広告物を地域の景観に調和したものに誘導している。 現時点で、沿道景観地区の指定が必要な地域として、伊勢志摩地域の国道260号及び167号の沿道を想定している。 当該2沿道景観地区の指定により、当面必要と考えられる指定は完了し、事業は平成26年度で終了する。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<p>屋外広告物沿道景観地区制度は、三重県では全国に先駆けて取り組み、国土交通省が作成した屋外広告物ガイドラインにも平成16年度に新たに組み入れられており、現在は16県で指定がなされている。</p>							
特記事項 (事業の沿革等)		<p>現在の屋外広告物沿道景観地区の指定状況(別紙参照) 【伊勢志摩地域】 〔平成2年度〕国道167号(伊勢市～鳥羽市)〔平成20年度〕県道伊勢磯部線など(伊勢市内) 【東紀州地域】 〔平成11～13年度〕国道42号(多気町～紀宝町)〔平成22年度〕国道311号(尾鷲市～熊野市) 【その他】 〔平成7年度〕県道水郷公園線(桑名市長島町)</p>							